

水洗化の費用、 融資あっせんします

既設便所を水洗便所に改造する工事や、同時に行う台所などの雑排水工事の費用を一時に負担することが困難な方に、市の融資あっせんによる金融機関の貸付制度があります。なお、この制度を利用しますと、市の利子補給を受けることができます。(ただし、下水道の利用が可能になった日(供用開始公示日)から3年を経過した場合は、この適用を受けられませんのでご注意ください。)

融資限度額 150万円以内 償還期間 5年以内

■手続き

融資を希望する方は、あらかじめ融資あっせん申込書に金融機関の確認印をもらっていただきます。なお、申込書は、金融機関又は市上下水道経営課にあります。

◎金融機関確認印をもらう場合の必要書類等

- 納税証明書
- 所得証明書又は源泉徴収票
- 本人確認資料
(健康保険証、運転免許証、住民票のいずれか)
- 預金取引使用印鑑
- その他必要に応じて用意いただく書類がありますので、
くわしくは、金融機関窓口でご相談下さい。

【取扱金融機関】

北陸銀行・富山第一銀行・富山銀行・
にいかわ信用金庫・黒部市農業協同組合
・東日本信用漁業協同組合連合会・
北陸労働金庫

◎市への申込みー工事着工前に、金融機関確認印をもらった融資あっせん申込書と排水設備の計画確認申請書(指定工事店が代行申請)を提出し、お申し込みください。(見積書、納税証明書添付=コピー可)

◎市の審査ー市では、工事内容にあわせて融資あっせんの申込みについて審査を行い、あっせん額を決定し、通知します。

◎借入申込みー申込者は、市のあっせん決定通知に基づき、金融機関で借入れ手続を行って下さい。

■利子補給……借入利率の 2%相当額 分を補助します。

対象者は、償還を行った年の翌年の4月末までに、利子補給金交付申請書(市上下水道経営課にあります)に記入のうえ、市上下水道経営課へ申請すれば、2%相当の利息についてお支払いします。

黒部市上下水道経営課 (0765-54-2666)